

自然公園制度と国際協力の枠組み

	生物多様性条約	世界遺産条約	ラムサール条約	UNESCO/MAB	IUCN
正式名称	生物の多様性に関する条約	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	国際連合教育科学文化機関・人間と生物圏計画	国際自然保護連合
採択(発効)	1992年(1993年)	1972年(1975年)	1971年(1975年)	開始:1971年	設立:1948年
日本の加入(批准)	1993年	1992年	1980年	当初より本計画の活動に参加。	環境庁が政府機関として1975年に加盟。1995年には日本政府が国家会員として加盟。
締約国数	187カ国	176カ国	138カ国	142カ国において国内委員会を設立。97カ国で計440地区の生物圏保存地域が指定されている。	75の国家、108の政府機関、760の非政府機関(688の国内機関、72の国際機関)等が参加
目的	生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用	世界の文化遺産及び自然遺産の保護	国際的に重要な湿地の保全及び適正な利用	自然資源の利用と保護に関する科学的研究に係る国際協力を通じ、環境問題解決の科学的基礎とするため行われる政府間プログラム。	世界最大の自然保護機関として科学者、政府機関、NGOのネットワークを構成。6つの専門家委員会を有し、レッドデータブックの発行等の国際的なプログラムを実施。
内容	締約国は、生物多様性国家戦略の策定、重要な地域・種の特特定とモニタリング等の措置を実施。	締約国は、自国の自然等のなかから世界遺産としてふさわしい区域を認定し、自国及び他国の遺産保護等の努力義務を負う。	締約国は、その領域内にある国際的に重要な湿地を指定登録するとともに、湿原及びその動植物、特に水鳥の保全を促進するための措置を実施。		
国内での主な取組	「生物多様性国家戦略」を策定(1995年)し、2002年には全面改訂。	自然遺産として「白神山地」「屋久島」の2地域を登録(1993年)。	釧路湿原、クッチャロ湖等13カ所の湿地を登録。	生物圏保存地域として、4地域(志賀高原、白山、大台ヶ原・大峰山、屋久島)が承認(1981年)。	-
国立公園施策への影響等	生物多様性国家戦略の策定等を踏まえ、国立公園においても生物多様性保全施策が促進された。特に遺伝子レベルでの生物多様性保全、移入種対策等が近年の課題。また、平成14年には、自然公園法の改正により、生物多様性の保全が国の責務として位置付けられた。	国立公園では、屋久島が1993年に自然遺産として登録され、国際的に当該地域の生態系の価値が評価された。一方で公園利用者が急増し、公園内の適正利用の推進が課題となっている。	本条約を通じてわが国においても湿地保全の意義が広く認知された。釧路湿原が28番目の国立公園として指定され、湿原の自然環境・景観的価値が評価されるきっかけとなった。	科学的な情報の収集・提供、国際的ネットワークの構築が、国立公園の保護と利用を推進するための重要な活動の一環として認識された。	(1)世界公園会議(WPC) 保護地域に関する世界的フォーラムとして10年ごとに開催。米国シアトルで開催された第1回(1962年)会議では、海中公園・保護区の設定に係る各国政府への勧告が決議された。これを受け、わが国でも海中公園地区制度の発足につながった(1970年)。 (2)レッドデータブック 世界的な規模で絶滅のおそれのある動植物の種を選定し、その生息状況等を明らかにした資料(レッドデータブック)を1966年に作成。この活動を背景として、わが国でも環境庁が1991年に「日本の絶滅のおそれのある野生生物」を発行。これらのデータが国立公園における野生生物の保護管理に活用されている。 (3)保護地域リスト 6つのカテゴリーに分類した世界各国の保護地域リストを作成しており、各国の保護地域制度の比較・分析等に活用されている。 (4)その他、エコツーリズム、山岳地域の管理、移入種対策をはじめ、保護地域の持続可能な保護管理に関わる各種のガイドライン・ガイドブックが作成されており、公園施策の参考とされている。